

2024年1月19日

外国ルーツの子ども髪型オンラインシンポジウム開催報告

外国人の権利に関する委員会委員 市川 悠羅 (75 期)

1 はじめに

外国人の権利に関する委員会は「外国にルーツを持つ子どもたちの学校における髪型に関するオンラインシンポジウム」を開催した。

2 アンケート結果の報告

まず、2023年5月から同年6月にかけて当会で実施した「外国にルーツを持つ子どもたちの学校における髪の毛にまつわる経験についてのアンケート」の集計結果の報告を当委員会の有園洋一副委員長から行った。

3 講演

(1) アフリカ系の髪質・プロテクティブヘアスタイルについて

アフリカ系専門ヘアスタイリストの名嶋恵美子氏から、アフリカ系の人々の髪質、プロテクティブヘアスタイル（細かい三つ編み（ブレイズ）や細かい編み込み（コーンロウ）等）等の髪質に適合したヘアスタイル、アフリカ系の人々のアイデンティティ構築という観点からの髪型の重要性等の説明があった。学校から髪型を制限されていたアフリカ系ミックスの生徒が、コーンロウでの登校を許可され、自分らしい髪型でいられるということで自信が付き、成績も向上したという具体的事例も紹介された。

(2) CROWN法(米国の髪質・髪型による差別禁止法)について

愛知大学の犬野友也教授から、米国での黒人差別問題と密接に結びついた髪型規制、規制に対する1960年代頃からの法廷闘争、その後の各州でのCROWN法制定（現在23州で制定）といった同法制定の歴史が紹介され、日本の髪型規制に対する法的な争い方の示唆も出された。

(3) 学校への働きかけの視点

当委員会の林純子委員長から、アフリカ系の子どもたちの髪型についての学校側への相談・働きかけ方法に関して、入学前に校長へ働きかけることが効果的であることや、アフリカ系の子どもにとっての髪型とルーツとの結びつきの強さや子どもの髪質といった個別事情を学校側に伝えることが、学校側の納得を得るために重要であることなどが説明された。

4 パネルディスカッション

講演の後は、講師3名によるパネルディスカッションが行われ、活発な議論がなされた。

アンケート結果を受けて、名嶋氏と林委員長からは、ナチュラルヘアにしているというアンケート回答が予想以上に多かったことへの驚きが述べられたほか、大野教授からは、髪型規制も含む理不尽な校則の全廃を働きかけていく必要性などが述べられた。3講師から共通して、アフリカ系の人々の髪型についての学校側の理解が十分に広がっていないため、その点を理解してもらうことが重要であるとの意見が出た。林委員長から大野教授に対して、髪型規制を正当化するために米国の判例が用いる、「（肌の色などとは異なり、）髪型は変えられる」というロジックを乗り越える方法について質問があり、大野教授からは髪型と髪質は密接に関わっており、容易に変更できないことを論じる必要があるのではないかと考えが示された。

5 終わりに

参加者は57名と盛況で、参加者からの質問もあり、活発な議論がなされた。参加者は、当事者が抱えている問題の重要性を感じ取ることができたのではないかと思います。

2024年1月30日

社会生活のあらゆる分野・形態での差別を禁止する法制の調査・研究に向けたシンポジウム開催報告

2023年度副会長 黒寄 隆 (50 期)

1 2024年1月30日、当会は「『外国人・障害者・LGBTQ＋、って怖いからアパート貸せません。』これって違法じゃないんですか、弁護士さん?! 〜だれも排除されない社会のために必要なことは何か〜」と題してシンポジウムを開催した。

本シンポジウムは、外国人の権利に関する委員会、高齢者・障害者の権利に関する特別委員会及び性の平等に関する委員会の三委員会が協力して、さまざまな属性故に差別の対象となっている人々が存在していることを確認し、その差別を無くしてあらゆる人が等しく社会参加できる社会の構築を目的として企画したものである。

本シンポジウムでは、不動産賃貸の現場において、①外国人であること、②障害者であること、③性的指向や性自認（たとえば、同性カップルであることや自認する性別が戸籍上の性別と異なること）を理由として、不動産を借りることを断られてしまうことが実際にある、という現状があらためて確認された。

当会会長の挨拶に続いて、それぞれの属性をもつ当事者に、アパート、マンションを賃貸する際に入居を拒否された実体験をお話しいただいた。



2023年度松田純一会長
によるあいさつ

そして、各委員会委員から入居拒否事案について、①外国人・②障害者・③LGBTQ＋に対する入居差別が違法とされた裁判例等の紹介があった。

続けて、①外国人・②障害者・③LGBTQ＋の人たちの賃貸物件確保を積極的に行っている不動産業者から、具体的な取り組みの紹介があった。長年の取り組みのなかで、賃貸人（大家さん）への賃借希望者の説明や賃貸物件入居後のフォローなどを行っているとのことであったが、特に印象的だったのは会社全体としての顧客に対するホスピタリティが向上してそれが会社の成長にもつながっているという点であった。



昇降機で登壇し、あいさつする筆者（弁護士会館講堂クレオ）

2 差別が許されないのは、不動産賃貸借の場面には限られない。学校・教育、雇用、医療、公的サービスの提供、民間の営利事業、さらには刑事手続や収容施設等社会生活のあらゆる場面において同様である。また、差別は、①外国人・②障害者・③LGBTQ＋に対するものだけではなく、その事由を問わず許されないものであることも、当然である。

しかしながら、社会のいたるところで差別はなお存在しているのであり、その差別を解消するためには、まずは（意識的か否かに関わらず）差別する主体の意識が変革されなければならない。そして、その実践を行っている事業者が成長を遂げていることを紹介できたことは意義があったのではないかと考えている。

今後、公的機関及び事業者による現存する差別を解消するためには、差別を許さない旨を社会の共通認識とし、公官庁・事業者・業界団体等の指針とすること、並びに、効果的な救済を可能とすることが喫緊の課題であり、差別事由を限定せず、社会生活のあらゆる分野におけるあらゆる形態の差別を禁止する立法の必要性が認識されたと考える次第である。

当会では、2024年3月28日付で包括的な差別禁止法制の調査・研究に向けた会長談話（本誌42頁）を発出しており、事業者側も含めて関連委員会の枠を超えた活動が継続することを期待したい。